

令和 8 年 3 月

## 北茨城市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

北茨城市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく『北茨城市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っております。

当市における耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、国の定める「基本方針」及び茨城県が定める「茨城県耐震改修促進計画」に基づき策定しているところです。

茨城県耐震改修促進計画は、今年度、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うため、令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までとしたことから、現行の「北茨城市耐震改修促進計画（令和4年3月策定）」においても、令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

次期「北茨城市耐震改修促進計画」については、令和8年度に改訂予定です。

### 【計画期間の延長】

現 計 画 期 間：令和4年度 ～ 令和7年度

変更後計画期間：令和4年度 ～ 令和8年度

### 【問合せ先】

北茨城市都市建設部都市計画課

建築営繕係

TEL：0293-43-1111（内線283）

FAX：0293-43-1108

E-mail: toshikei@city.kitaibaraki.lg.jp